（その１）

鳥取県選管 受 8 6.30 第 号



収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　まいたちしょうじこうえんかい

1 政治団体の名称　舞立昇治後援会

2 主たる事務所の所在地　鳥取県米子市東町177
東町ビル1階

3 代表者の氏名　（姓）鈴木　（名）信

4 会計責任者の氏名　（姓）堀　（名）博之

事務担当者の氏名
（姓）中ノ森　（名）早苗
（電話）0859-37-5016
（電話）
（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名　（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等　（姓）舞立　（名）昇治

公職の種類等（現職・候補者の別）　参議院議員（現職）

公職の候補者の氏名等（２人目）　（姓）　（名）

公職の種類等（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名等（３人目）　（姓）　（名）

公職の種類等（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

4-4.　入力
(2)　(2)　7/15

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,891,520
（前年からの繰越額）	651,520
（本年の収入額）	4,240,000
支　出　総　額	4,404,953
翌年への繰越額	486,567

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	740,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	3,500,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	4,240,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	4,240,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	小川　克彦	5,000	R7/1/7	鳥取県東伯郡琴浦町	竹内363	団体役員	
2	杉原　俊雄	10,000	R7/2/6	鳥取県西伯郡大山町	富長64	無職	
3	中本　高夫	100,000	R7/4/2	鳥取県米子市	尾高1121-1	会社役員	
4	表　智嘉子	5,000	R7/5/22	鳥取県東伯郡琴浦町	赤碕1909-1	自営業	
5	中本　高夫	100,000	R7/10/23	鳥取県米子市	尾高1121-1	会社役員	
6	山本　幸隆	180,000	R7/11/7	鳥取県倉吉市	越中町1735-5	会社役員	
7	上本　武	10,000	R7/11/26	鳥取県倉吉市	下古川26-1	団体役員	
8	向井　敏弘	5,000	R7/11/26	鳥取県東伯郡北栄町	原865	団体役員	
9	河野　寿一	5,000	R7/11/26	鳥取県東伯郡北栄町	由良宿1356-11	団体役員	
10	戸田　　勲	10,000	R7/11/26	鳥取県東伯郡琴浦町	笠見46	団体役員	
11	山崎　正美	100,000	R7/12/2	鳥取県倉吉市関金町	安歩843-8	団体役員	
12	藤原　　正	100,000	R7/12/9	鳥取県鳥取市	馬場町27-5	会社役員	
13	藤原　正弥	100,000	R7/12/9	鳥取県鳥取市	東町3-153	会社役員	
14	加藤　栄隆	5,000	R7/12/22	鳥取県倉吉市関金町	郡家879-1	団体役員	
15	武部　　護	5,000	R7/12/27	鳥取県東伯郡三朝町	大瀬550-3	団体役員	
	この頁の小計	740,000					
	その他の寄附	0					
	合　　計	740,000					

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	800,000	R7/1/23	鳥取県米子市東町177　東町ビル1階	舞立　昇治	
2	自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	800,000	R7/2/25	鳥取県米子市東町177　東町ビル1階	舞立　昇治	
3	自由民主党鳥取県参議院比例区第八十五支部	800,000	R7/3/24	鳥取県米子市東町177　東町ビル1階	舞立　昇治	
4	自由民主党鳥取県参議院比例区第八十五支部	600,000	R7/8/25	鳥取県米子市東町177　東町ビル1階	舞立　昇治	
5	自由民主党鳥取県参議院比例区第八十五支部	500,000	R7/10/24	鳥取県米子市東町177　東町ビル1階	舞立　昇治	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,500,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	3,500,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	153,000	0	
(2) 光熱水費	583,436	0	
(3) 備品・消耗品費	59,843	0	
(4) 事務所費	3,128,674	0	
小計	3,924,953	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	480,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	480,000	0	
合計	4,404,953		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	中部事務所電気代1月分	26,325	R7/1/20	中国電力㈱	広島県広島市中区小町4-33	
2	東部事務所電気代、口座引落手数料	20,901	R7/1/27	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
3	西部事務所電気代12月分	25,629	R7/1/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町１丁目9番地	
4	中部事務所電気代2月分	23,283	R7/2/18	中国電力㈱	広島県広島市中区小町4-33	
5	東部事務所水道料金1月分、電気代1月分、口座引落手数料	23,047	R7/2/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
6	西部事務所水道料・下水道料、電気代1～2月分	24,976	R7/2/27	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
7	中部事務所電気代3月分	20,154	R7/3/18	中国電力㈱	広島県広島市中区小町4-33	
8	東部事務所電気代2月分、口座引落手数料	18,517	R7/3/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
9	西部事務所電気代2月分	18,479	R7/3/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
10	中部事務所電気代4月分	20,352	R7/4/16	中国電力㈱	広島県広島市中区小町4-33	
11	西部事務所水道料・下水道料3～4月分、電気代3月分	15,649	R7/4/25	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
12	東部事務所電気代3月分、口座引落手数料	32,017	R7/4/28	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
13	東部自見所電気代4月分	17,374	R7/5/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
	この頁の小計	286,703				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
14	東部事務所水道料金5月分、電気代5月分、口座引落手数料	16,194	R7/6/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
15	中部事務所電気代7月分	16,683	R7/7/16	中国電力㈱	広島県広島市中区小町4-33	
16	東部事務所電気代6月分、口座引落手数料	12,773	R7/7/28	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
17	西部事務所電気代6月分	15,160	R7/7/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
18	中部事務所電気代8月分	30,557	R7/8/18	中国電力㈱	広島県広島市中区小町4-33	
19	東部事務所水道料金7月分、電気代7月分、口座引落手数料	16,715	R7/8/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
20	西部事務所水道料・下水道料7～8月分、電気代7月分	13,292	R7/8/29	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
21	中部事務所電気代9月分	12,875	R7/9/17	中国電力㈱	広島県広島市中区小町4-33	
22	東部事務所電気代、口座引落手数料	14,911	R7/9/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
23	西部事務所電気代8月分	10,441	R7/9/30	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
24	中部事務所電気代10月分	10,615	R7/10/17	中国電力㈱	広島県広島市中区小町4-33	
25	東部事務所水道料金9月分、電気代9月分、口座引落手数料	19,273	R7/10/27	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
	この頁の小計	189,489				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
26	東部事務所電気代、口座引落手数料	12,655	R7/11/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
27	中部事務所電気代12月分	10,479	R7/12/16	中国電力㈱	広島県広島市中区小町4-33	
28	東部事務所水道料金11月分、電気代11月分、口座引落手数料	19,066	R7/12/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
29						
	この頁の小計	42,200				
	その他の支出	65,044				
	合計	583,436				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	59,843				
	合計	59,843				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	東部事務所家賃2月分	88,000	R7/1/27	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
2	中部事務所家賃	50,000	R7/1/27	（有）大川清掃　代表取締役 杉岡 裕敏	鳥取県倉吉市金森町52番地	
3	西部事務所家賃、駐車料2月分	82,500	R7/1/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
4	東部事務所家賃3月分	88,000	R7/2/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
5	中部事務所家賃	50,000	R7/2/26	（有）大川清掃　代表取締役 杉岡 裕敏	鳥取県倉吉市金森町52番地	
6	西部事務所家賃、共益費、定期駐車料3月分	82,500	R7/2/27	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
7	東部事務所家賃4月分	88,000	R7/3/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
8	中部事務所家賃	50,000	R7/3/26	（有）大川清掃　代表取締役 杉岡 裕敏	鳥取県倉吉市金森町52番地	
9	西部事務所家賃4月分	82,500	R7/3/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
10	西部事務所家賃5月分	82,500	R7/4/25	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
11	東部事務所家賃5月分	88,000	R7/4/28	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
	この頁の小計	832,000				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
12	中部事務所家賃	50,000	R7/4/28	（有）大川清掃　代表取締役 杉岡 裕敏	鳥取県倉吉市金森町52番地	
13	中部事務所家賃	50,000	R7/5/23	（有）大川清掃　代表取締役 杉岡 裕敏	鳥取県倉吉市金森町52番地	
14	東部事務所家賃6月分	88,000	R7/5/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
15	西部事務所家賃、共益費、定期駐車料6月分	82,500	R7/5/28	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
16	西部事務所家賃、共益費、定期駐車料7月分	82,500	R7/6/26	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
17	東部事務所家賃7月分	88,000	R7/6/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
18	中部事務所家賃	50,000	R7/6/26	（有）大川清掃　代表取締役 杉岡 裕敏	鳥取県倉吉市金森町52番地	
19	中部事務所家賃	50,000	R7/7/25	（有）大川清掃　代表取締役 杉岡 裕敏	鳥取県倉吉市金森町52番地	
20	東部事務所家賃8月分	88,000	R7/7/28	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
21	西部事務所家賃、共益費、定期駐車料8月分	93,500	R7/7/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
22	東部事務所家賃9月分	88,000	R7/8/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
	この頁の小計	810,500				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
23	西部事務所家賃、共益費、駐車料9月分	44,000	R7/8/29	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
24	東部事務所家賃10月分	88,000	R7/9/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
25	西部事務所家賃、共益費、駐車料10月分	44,000	R7/9/30	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
26	東部事務所家賃11月分	88,000	R7/10/27	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
27	西部事務所家賃、共益費、定期駐車料11月分	44,000	R7/10/29	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
28	西部事務所家賃、共益費、定期駐車料12月分	44,000	R7/11/26	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
29	東部事務所家賃12月分	88,000	R7/11/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
30	西部事務所家賃、共益費、定期駐車料1月分	44,000	R7/12/26	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目24	
31	東部事務所家賃1月分	88,000	R7/12/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
32	コピー機リース料	12,430	R7/1/6	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
33	コピー機リース料	12,430	R7/1/31	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
34	コピー機リース料	12,430	R7/2/28	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
35	コピー機リース料	12,430	R7/3/31	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
36	コピー機リース料	12,430	R7/4/30	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
37	コピー機リース料	12,430	R7/6/2	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
	この頁の小計	646,580				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
38	コピー機リース料	12,430	R7/6/30	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
39	コピー機リース料	12,430	R7/7/31	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
40	コピー機リース料	12,430	R7/9/1	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
41	コピー機リース料	12,430	R7/9/30	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
42	コピー機リース料	15,463	R7/10/20	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
43	コピー機リース料	12,430	R7/10/31	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
44	コピー機リース料	12,430	R7/12/1	とりぎんリース株式会社　代表取締役　小野澤　弘成	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
45	電話料金1月分	13,604	R7/1/27	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
46	電話料金2月分	13,596	R7/2/25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
47	電話料金3月分	14,308	R7/3/25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
48	電話料金4月分	13,824	R7/4/25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
49	電話料金5月分	14,458	R7/5/26	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
50	電話料金6月分	13,534	R7/6/25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
51	電話料金7月分	12,636	R7/7/25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
52	電話料金8月分	13,085	R7/8/25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
	この頁の小計	199,088				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
53	電話料金9月分	12,621	R7/9/25	NTTﾌｧｲﾅﾝｽ株式会社	東京都港区港南1-2-70	
54	電話料金10月分	11,864	R7/10/27	NTTﾌｧｲﾅﾝｽ株式会社	東京都港区港南1-2-70	
55	電話料金11月分	12,736	R7/11/25	NTTﾌｧｲﾅﾝｽ株式会社	東京都港区港南1-2-70	
56	電話料金12月分	15,272	R7/12/25	NTTﾌｧｲﾅﾝｽ株式会社	東京都港区港南1-2-70	
57	東部事務所火災保険料	13,250	R7/1/31	全管協少額短期保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目2番2号 ｱｰﾊﾞﾝﾈｯﾄ大手町ﾋﾞﾙ	
58	政治資金監査報酬	44,000	R7/6/26	まほろば税理士法人　代表社員　播間光広	鳥取県米子市河崎1373番地4	
59						
	この頁の小計	109,743				
	その他の支出	530,763				
	合計	3,128,674				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附金	75,000	R7/7/30	自由民主党本部	東京都千代田区永田町1-11-23	
2	寄附金	75,000	R7/8/25	自由民主党本部	東京都千代田区永田町1-11-23	
3	寄附金	75,000	R7/9/22	自由民主党本部	東京都千代田区永田町1-11-23	
4	寄附金	75,000	R7/10/14	自由民主党本部	東京都千代田区永田町1-11-23	
5	寄附金	20,000	R7/10/17	国民政治協会	東京都千代田区平川町2-6-1	
6	寄附金	75,000	R7/11/26	自由民主党本部	東京都千代田区永田町1-11-23	
7	寄附金	75,000	R7/12/15	自由民主党本部	東京都千代田区永田町1-11-23	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	470,000				
	その他の支出	10,000				
	合計	480,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　26日

政治団体の名称　舞立昇治後援会

会計責任者の氏名　堀　　博之

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（寄附を受けた団体）

団体の区分 （いずれか該当するものを選択）	政党又は政治資金団体 （租税特別措置法第４１条の１８ 第１項第１号又は第２号） ☐ 1	左記以外の特定の政治団体 （租税特別措置法第４１条の１８ 第１項第３号又は第４号） ☑ 2
租税特別措置法第４１条の１８第１項第３号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	舞立　昇治
租税特別措置法第４１条の１８第１項第４号該当の場合 （同号イ該当の場合は（２）の記載は必要ありません）	（１）その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	（２）上記（１）の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙

政治資金監査報告書

令和　8年　6月　25日

舞立昇治後援会
代表　鈴木　信　殿

登録政治資金監査人　播間匡広
登　録　番　号　第　4567　号
研修修了年月日　平成26年1月16日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、舞立昇治後援会の令和7年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、舞立昇治後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

舞立昇治後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、舞立昇治後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上